

太陽光発電設備等の低圧系統連系に伴う 一般用電気工作物の調査について

太陽光発電設備等の低圧系統連系に伴う一般用電気工作物の調査については、これまで当社がお客さま立会いのもとで実施しておりましたが、今後は系統連系をより円滑にすすめるため、調査範囲および調査方法を以下のとおりいたします。お申込みに際してお役立てください。

適用の開始日について

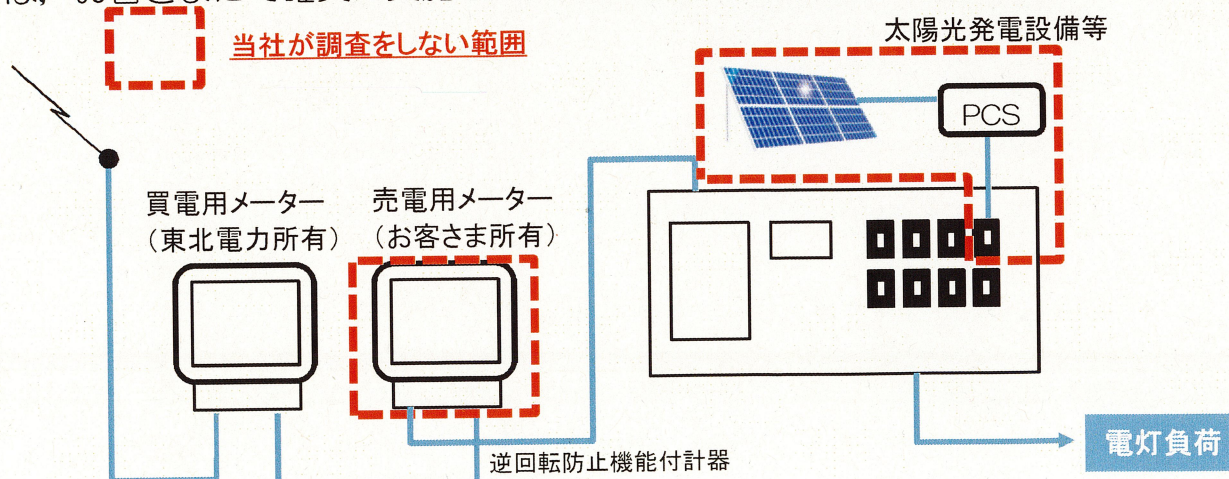
太陽光受給センターの先行実施・開設に合わせ、以下のとおり実施します。

- 平成26年5月7日（水）受付分より実施
仙台営業所，仙台北営業所，仙台南営業所 の管轄区域におけるお申込み
- 平成26年6月2日（月）受付分より実施
上記3営業所に加え，八戸営業所，盛岡営業所，秋田営業所，山形営業所，福島営業所，新潟営業所 の管轄区域におけるお申込み
- 平成26年7月1日（火）受付分より実施
全営業所

① 調査範囲について

調査範囲については、これまでお客さまの発電設備等を含めた一般用電気工作物を確認させていただいておりましたが、今後は法令で定められた一般用電気工作物の調査範囲に合わせ、発電設備等を除いた個所について調査を行います。

なお、発電設備等を確認しないことから施工ならびにリレー整定等については、お客さまにて確実に実施していただきますようお願いいたします。



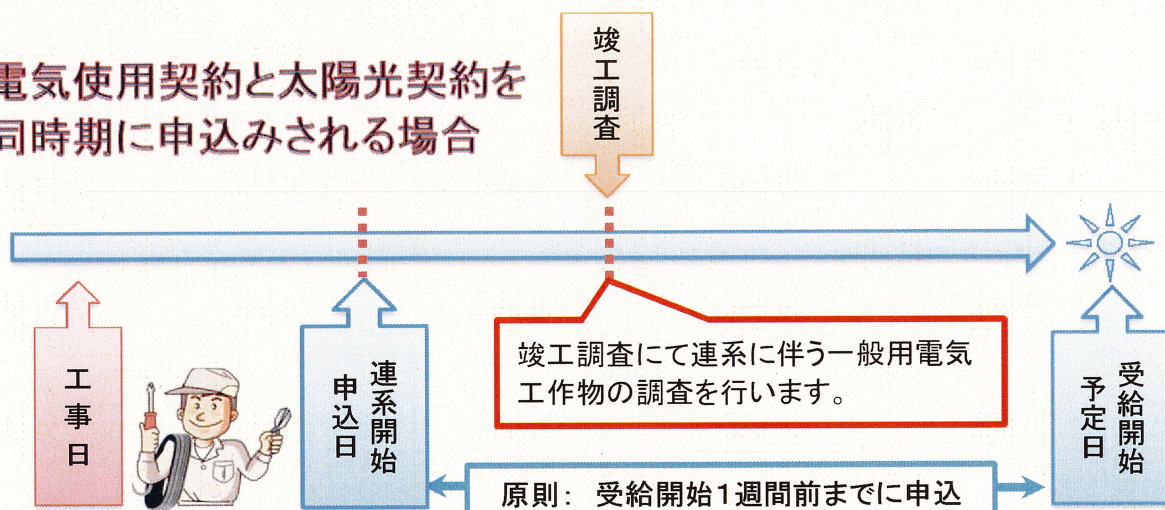
② 調査方法について

(1) 電気使用契約と太陽光契約を同時期に申込みされる場合

電気使用契約（需給契約）と太陽光契約（受給契約）を同時期に申込みされる場合、電気使用契約の竣工調査にて一般用電気工作物（発電設備等を除く）を一括で調査いたしますので、竣工調査までに売電用メーターおよびELB等の工事を完了ください。連系日の立会いは不要となります。

ただし、売電用メーターおよびELB等の工事が完了していない場合は、改めて『一般用電気工作物調査成績書兼記録書』を提出いただき、日程調整のうえ調査を実施いたします。

電気使用契約と太陽光契約を同時期に申込みされる場合



(2) 太陽光契約を単独で申込みされる場合

太陽光契約を単独で申し込みされる場合は、日程調整のうえ調査を実施いたします。系統連系開始の申込をいただいた後に、当社より電話で確認を行い、調査日の調整結果についてお知らせいたします。また、『一般用電気工作物調査成績書兼記録書』を提出いただきます。

太陽光契約を単独で申込みされる場合

